

香川県立保健医療大学外国人留学生規程

平成16年4月2日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学学則（香川県立保健医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第20条に基づき準用する場合を含む。以下「学則」という。）第43条第2項の規定に基づき、香川県立保健医療大学（以下「本学」という。）の外国人留学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 外国人留学生は、学生、科目等履修生及び研究生の3種類とする。

(入学時期)

第3条 外国人留学生の入学の時期は、原則として学期の始めとする。

(入学資格)

第4条 本学の学部外国人留学生として入学することができる者は、外国人留学生の種類に応じ、次の表のとおりとする。

種 類	入 学 資 格
学生及び科目等履修生	外国において学校教育における12年の課程を修了した者及びこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
研究生	外国において学校教育における16年の課程を修了した者及びこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

2 本学大学院外国人留学生として入学することができる者は、外国において修士の学位に相当する学位を授与された者又はこれらと同等以上の学力があると認められる者とする。

(出願手続)

第5条 本学外国人留学生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、外国人留学生入学願書に次に掲げる書類を添えて提出するとともに、入学選考の手数料を納付しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 最終出身学校の卒業証明書
- (3) 健康診断書
- (4) その他学長が必要と認める書類

(入学者の選考等)

第6条 入学者の選考及び合格者の決定は、一般の入学志願者と同じ方法で行う。ただし、学長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(入学手続)

第7条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、学長が別に定める書類を提出するとともに、入学金を納付しなければならない。

(入学許可)

第8条 学長は、前条の規定による入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(授業料)

第9条 外国人留学生は、所定の期日までに、授業料を納めなければならない。

(既納の入学選考の手数料等)

第10条 既納の入学選考の手数料、入学金及び授業料は、原則として返還しない。

(準用)

第11条 学則、大学院学則その他の本学の諸規程中学生に関する規定は、外国人留学生に準用する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、学部にあつては教授会、大学院にあつては研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。